

# 定 款



Kumamoto International  
Convention and Tourism Bureau

夢どこさ 熊本さ

一般財団法人

熊本国際観光コンベンション協会

# 一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会（英文名「Kumamoto International Convention and Tourism Bureau」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致及び支援
- (2) 観光客の誘致及び受入
- (3) コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝
- (4) コンベンション及び観光の企画及び調査
- (5) コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
- (6) コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
- (7) 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
- (8) 熊本県・熊本市からの委託による受託事業の管理運営
- (9) 旅行サービス手配業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入

- (6) その他の収入  
(基本財産等)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団が一般財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 この法人の財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

### 第3章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第 4 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、4名以内を副代表理事、1名を専務理事とする。なお、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事並びに専務理事は、理事の互選による。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は代表理事の業務執行を補佐する。ただし、代表権及び業務執行権は有しない。

3 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務

の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び副代表理事並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧問

(顧問)

第34条 この法人の円滑な職務遂行を図るため、必要と認められるときは理事会の議決を得て顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任及び解任し、代表理事が委嘱及び解職する。

(顧問の職務)

第35条 顧問は、理事及び事務局の職務執行にあたり、意見を述べることができる。

(顧問の報酬等)

第36条 顧問は無報酬とする。ただし、常勤の顧問に対しては、代表理事が別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、顧問には費用を弁償することができる。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会において選任し、代表理事が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

(職務)

第38条 専門委員会は、次の職務を行う。



- (1) 専門性の必要な事項につき調査を行い、理事会に報告する。

## 第9章 賛助会員

### (賛助会員)

第39条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員についての必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を要する。
- 4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第41条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事の名簿
  - (3) 事業計画及び決算に関する書類
  - (4) 事業報告及び決算に関する書類
  - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (8) 理事及び監事の履歴書
  - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
  - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の理事および代表理事)

3 一般財団法人への移行後の最初の理事及び代表理事、副代表理事、専務理事は、次のとおりとする。

(理事)

理事	井	薫
理事	釜場	佳江
理事	熊野	潤一
理事	幸田	亮一
理事	小堀	富夫
理事	齊藤	寛
理事	城野	敏

理事 寺崎 秀俊  
理事 永田 求  
理事 本坊 幸吉  
理事 守田 眞一  
理事 矢田 素史  
理事 吉村 尚子

(代表理事、副代表理事、専務理事)

代表理事 小堀 富夫  
副代表理事 寺崎 秀俊  
副代表理事 本坊 幸吉  
副代表理事 守田 眞一  
副代表理事 矢田 素史  
専務理事 齊藤 寛

(移行後の最初の監事)

- 4 一般財団法人への移行後の最初の監事は、次のとおりとする。

監事 秋岡 了誠

監事 永田 浩夫

(移行後の最初の評議員)

- 5 一般財団法人への移行後の最初の評議員は、次のとおりである。

評議員 小山 榮一郎  
評議員 木原 良介  
評議員 清海 宏  
評議員 齊藤 隆士  
評議員 副島 隆  
評議員 中原 康彦  
評議員 南部 勝也  
評議員 原田 信志  
評議員 望月 秀伸  
評議員 森本 孝  
評議員 横江 健次

(特例財団法人の内部規定)

- 6 この法人の移行前の内部規定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に反しない限り、一般財団法人へ移行後も有効なものとみなす。

(定款に定めのない事項)

- 7 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

この定款は、平成27年5月29日より施行する。

この定款は、令和元年5月28日より施行する。

この定款は、令和4年1月19日から施行する。